入札説明書

【最低価格落札方式】

業務名称：2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力の調達

第１　入札手続
第２　仕様書（案）
第３　契約書（案）
別添　様式集

2026 年 1 月 27 日

独立行政法人国際協力機構
二本松青年海外協力隊訓練所

第１　入札手続

本件に係る入札公示に基づく入札については、この入札説明書によるものとします。

１．公告

公告日　2026 年 1 月 27 日

２．契約担当役

二本松青年海外協力隊訓練所　契約担当役　所長

３．競争に付する事項

（１）業務名称：2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力の調達

（２）選定方法：一般競争入札（最低価格落札方式）

（３）業務仕様：「第２　仕様書（案）」のとおり。

（４）使用期間（予定）：2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日

４．担当部署等

（１）　入札手続き窓口

郵便番号 964-8558

福島県二本松市永田字長坂４－２

独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所　業務課

電話 0243-24-3200(代)

（２）書類授受・提出方法

電子メールのみ：アドレス　ntcadm@jica.go.jp

５．競争参加資格

（１）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第８号）第４条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体 の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

１）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発行していない法人をいいます。

２）独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第２条第１項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

３）独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成 20 年規（調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

①競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。

②資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。

③資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

（２）積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第５条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

１）全省庁統一資格

令和７・８・９年度全省庁統一資格「物品の販売」において、「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」 又は「Ｄ」の等級に格付けされている者であること。

２）小売電気事業者

電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

３）二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況

二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギーの導入状況、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供に関する取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、別紙において示す入札適合条件を満たすこと。

４）財務状況の健全性

法人としての財務状況に特に問題がないと判断されること。

５）秘密情報保全

業務の履行に当たり、秘密情報保全の適切な体制が構築・保証（親会

社等に対しての秘密情報の伝達・漏洩がないことの保証を含む。）されている法人であると判断されること。また、本業務の主要な業務従事者について、秘密情報を取扱うにふさわしい者であると判断されること。

６）資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

a）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

1.　子会社等（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合

2.　親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

1.　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

ⅰ．株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
- 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ⅱ．会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

ⅲ．会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定す

る定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

ⅳ．一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事

ⅴ．その他業務を遂行する者であって、ⅰからⅳまでに掲げる者に準ずる者

2.　一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

3.　一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c.　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ａ）又はｂ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：入札書を提出しようとする者の間で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

（３）共同企業体、再委託について

１）共同企業体の結成を認めません。

２）再委託は不可とします。

（４）利益相反の排除

先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者、または同様の個人を主たる業務従事者とする場合は、本件競争参加を認めません。

（５）競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の要領で必要書類を提出してください。

１）提出書類：

①競争参加資格確認申請書（別添様式集参照）

②全省庁統一資格審査結果通知書（写）

③電気事業法第２条の２の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

④「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」を満たすことを証明する適合証明書（別添様式集参

照）

⑤下見積書（「６．下見積書」参照）

ｄ）資本関係又は人的関係に関する申告書（該当なしの場合も提出します。）

ｅ）共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。

・共同企業体結成届

・共同企業体を構成する社（構成員）の資格確認書類(上記ａ)、ｂ)、d)）

２）提出期限：2026 年 2 月 19 日（木）正午（12：00）まで

３）提出先：上記４．参照

４）提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください。

【競争参加資格確認申請】 2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所電力調達

５）競争参加資格の確認の結果はメールで通知します。

2026 年 2 月 20 日（金）までに結果が通知されない場合は、上記４．にお問い合わせください。

６．下見積書

本競争への参加希望者は、競争参加資格の有無について確認を受ける手続きと共に、以下の要領で、下見積書を提出してください。

（１）様式は任意ですが、契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ機構が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する総額の金額を記載してください。

（２）消費税及び地方消費税の額（以下「消費税額等」）を含んでいるか、消費税額等を除いているかを明記してください。

（３）下見積書提出後、その内容について当機構から説明を求める場合があります。

７．入札説明書に対する質問

（１）仕様書（案）の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、次を参照のうえ提出してください。

１）提出期限：2026 年 2 月 6（金）正午（12:00）まで

２）提出先：上記４．参照

３）提出方法：電子メール

・メールタイトルは以下のとおりとしてください。
【入札説明書への質問】2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所電力調達】
・当機構は圧縮ファイルの受信ができませんので、圧縮せずに送信してください。
・当機構より電子メールを受信した旨の返信メールをお送りします。
・質問書様式（別添様式集参照）に記載の上提出してください。

（２）公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていますのでご了承ください。

（３）質問に対する回答書は、2026 年 2 月 9 日（月）17 時までに、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。
国際協力機構ホームページ　https://www.jica.go.jp/
→「調達情報」
→「公告・公示情報」
→「国内向け物品・役務等の調達」
https://www.jica.go.jp/about/announce/domestic/koji2024.html

（４）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

８．辞退届の提出

（１）競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会１営業日前の正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。
宛先：ntcadm@jica.go.jp
件名：【辞退】（調達管理番号）_（法人名）_ 案件名

（２）（１）の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。

（３）一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

９．入札執行（入札会）の日時及び場所等

（１）日時：2026 年 2 月 17 日（火）午前 11 時から

（２）場所：場所：福島県二本松市永田字長坂 4-2
独立行政法人国際協力機構 青年海外協力隊事務局

二本松青年海外協力隊訓練所内会議室

※入札会会場の開場は、入札会開始時刻の 5 分前となります。１階受付前で待機いただき、同時刻になりましたら担当者が会場までご案内します。

（３）入札会には、代表者若しくは代理人（委任状を要す）の参加を求めます。

（４）必要書類等：入札会への参加にあたっては、以下の書類等をご準備ください。

１）委任状１通（別添様式集参照。代表権を有する者が出席の場合は不要。）

２）入札書１通（別添様式集参照。要封入。入札金額内訳書を同封。同封が不可ならば、別の封筒にて入札書と同時に提出。）

３）予備入札書２通（再入札を行う場合に必要。入札金額内訳書は不要。）

４）印鑑、身分証明書（入札会場で書類を修正する必要が生じた場合に、委任状に押印したものと同じ印鑑が訂正印として必要になりますので、持参してください。なお、代表権を有する者が出席の場合は、社印又は代表者印に代えて同人の個人印を訂正印として使用することを認めますが、本人であることの確認のため、身分証明書等の提示を求めることがあります。）

（５）再入札を行う場合、入札会への参加者に対して、その場で入札書の提出を求めます。

１０．入札書

（１）持参とし、郵送または電送による提出は認めません。

（２）入札書は入札件名、入札金額を記入して、次のいずれかの方法により記名捺印し、封入の上、入札事務担当者の指示に従い入札箱に投入してください。

１）代表権を有する者自身による場合は、その氏名及び職印（個人印についても認めます）。

２）代理人を定める場合は、委任状を提出の上、法人の名称又は商号並びに代表者名及び受任者（代理人）名を記載し、代理人の印（委任状に押印したものと同じ印鑑）を押印することで、有効な入札書とみなします。

３）委任は、代表者（代表権を有する者）からの委任としてください。

（３）入札金額は「千止め」で記入してください。記入に際しては、千止め、桁取り誤り、日付、宛先の記入ミス等に十分注意して応札してくださ

い。なお、千円未満の端数がある入札価格が提示された場合は、千円未満の端数を切り捨てた金額を入札価格とみなします。

（４）入札価格の評価は、「第２　仕様書（案）」に対する総価（円）（消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額）をもって行います。

（５）入札書には、入札金額内訳書（様式任意）を添付してください。

（６）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税法及び地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札金額とします。

（７）入札者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。

（８）入札者は、入札公告及び入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

（９）入札保証金は免除します。

１１．入札金額積算にかかる留意事項

（１）入札金額内訳

入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、「第２　仕様書（案）」に提示した予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の使用期間に対する総額としてください。いくつかの単価（昼間単価（夏季）、昼間単価（その他季）及び夜間単価等）を設定するかは、入札者が提案してください。なお、契約は、内訳で提示いただいた単価による契約となります。

（２）力率割引・割増、燃料費調整、再生可能エネルギー賦課金

　力率割引・割増、燃料費調整、再生可能エネルギー賦課金については、入札金額に反映しないでください。これら経費については、電力供給契約書第 11 条の規定に基づき、「中部電力管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）による」ものとします。

１２．入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は無効とします。

（１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

（２）入札書の提出期限後に到着した入札

（３）委任状を提出しない代理人による入札

（４）記名を欠く入札
（５）金額を訂正した入札で、その訂正について押印のない入札
（６）入札件名、入札金額の記載のない入札、誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（７）明らかに連合によると認められる入札
（８）同一入札者による複数の入札
（９）その他入札に関する条件に違反した入札
（１０）条件が付されている入札

１３．入札執行（入札会）の手順等

（１）入札会の手順

１）入札参加者の確認

機構の入札事務担当者が入札会出席者名簿を回付し、各出席者へ署名を求め、入札会出席者の確認をします。入札に参加できる者は原則として各社１名とし、これ以外の者は入札場所に立ち入ることはできません。

２）入札会参加資格の確認

各出席者から委任状（代表権を有する者が参加の場合は不要）を受領し、入札事務担当者が参加者の入札会参加資格を確認します。

３）入札書の投入

各参加者は、持参した入札書を封入の上、入札箱へ投入します。

４）開札及び入札書の内容確認

入札事務担当者が、投入された入札書の記載内容を確認します。

５）入札金額の発表

入札事務担当者が各応札者の入札金額を低い順番から読み上げます。

６）予定価格の開封及び入札書との照合

入札執行者が予定価格を開封し、入札金額と照合します。

７）落札者の発表等

予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。入札執行者が「落札」、または、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は「不調」を発表します。

８）再度入札（再入札）

「不調」の場合には再入札を行います。再入札を２回（つまり合計３回）まで行っても落札者がないときは、入札を打ち切ります。

（２）再入札の辞退

「不調」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、次のよ

うに入札書金額欄に「入札金額」の代りに「辞退」と記載し、入札箱に投函してください。

金			辞				退			円

（３）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（４）落札となるべき同価の入札をした者が２者以上あるときは、抽選により落札者を決定します。

（５）不落随意契約

３回の入札でも落札者が決まらない場合、契約金額が予定価格（税込）を超えない範囲内で契約交渉が成立した場合、契約を締結することとします。

（６）落札者と宣言された者の失格

入札会において落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。

１）その者の提出した入札書に不備が発見され、１１．に基づき「無効」と判断された場合

２）入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められる場合

１４．入札金額内訳書の提出、契約書作成及び締結

（１）再入札を行った場合は、落札者は入札金額の内訳書を提出ください。

（２）「第３　契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、締結するものとします。契約保証金は免除します。

（３）契約条件、条文については、「第３　契約書（案）」を参照してください。なお、契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「７．入札説明書に対する質問」の際に併せて照会してください。

（４）契約金額の内訳書については、入札金額内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。なお、、契約書の規定に反しない範囲で、落札者の「標準供給条件」等によることができるものとします。この場合、契約書等への反映は、落札者との間で協議することとします。

１５．情報の公表について

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html）

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

１）公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

①当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の３分の１以上を占めていること

２）公表する情報

①対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

②直近３か年の財務諸表における当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

④一者応札又は応募である場合はその旨

３）情報の提供方法

契約締結日から１ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供いただきます。

（２）関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第 13 章第６節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第 13 章第７節に規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

１６．その他

（１）機構が貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の入札書を作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

（２）競争参加資格がないと認められた者、または入札会で落札に至らなかった者はその理由について、前者については通知日の翌日から起算して７

営業日以内、後者については入札執行日の翌日から起算して７営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「４．（１）書類等の提出先」までご連絡ください。

（３）競争参加資格有の確定通知を受け取った後に、入札への参加を辞退する場合は、遅くとも入札会１営業日前の正午までに辞退する旨をメールにて送付願います。

１）宛先：４．参照

２）メールタイトル：【辞退】（法人名）2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所電力調達】

以上

別紙

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

１．条件

電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※１）しており、かつ、①令和5年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数、②令和5年度の未利用エネルギー活用状況、③令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の評点の合計が60点以上であること。

項目	区分	得点
①令和5年度（2023年度）1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）（単位：kg-CO_2/kWh）	0.000以上　0.375未満	70
	0.375以上　0.400未満	65
	0.400以上　0.425未満	60
	0.425以上　0.450未満	55
	0.450以上　0.475未満	50
	0.475以上　0.500未満	45
	0.500以上　0.525未満	40
	0.525以上　0.550未満	35
	0.550以上　0.575未満	30
	0.575以上　0.600未満	25
	0.600以上　0.690未満	20
	0.690%以上	0
②令和5年度（2023年度）の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超　0.675%未満	5
	活用していない	0
③令和5年度（2023年度）の再生可能エネルギー導入状況	8.00%以上	20
	5.00%以上　8.00%未満	15
	2.50%以上　5.00%未満	10
	0%超　2.50%未満	5
	活用していない	0
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる。	5
	取り組んでいない。	0

※１　経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から１年間に限って開示予定時期（事業開始日から１年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなします。

※２　既に令和 6 年度（2024 年度）の実績が公表されている場合は、令和 7 年度（2023 年度）の実績に代えて、令和 6 年度（2024 年度）の実績を適用することを認めますが、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の３要素は、同じ年度の実績値を使ってください。

２．添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、１の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付してください。

３．契約期間内における努力等

（１）契約事業者は、契約期間内においても、１の表による評点の合計が 55 点以上となるように電力を供給するよう努めるものとします。

（２）１の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがあります。また、契約事業は、契約期間満了後可能な限り速やかに１の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとします。

表　別紙の「各用語の定義」

用 語	定 義
①令和 5 年度（2023 年度）1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数	「令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。 地球温暖化対策推進法に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている令和 4 年度の事業者全体の調整後二酸化炭素排出係数。 なお、公表されていない場合は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数を用いることができるものとする。
②令和 5 年度（2023 年度）の未利用エネルギー活用状況	未利用エネルギーの有効活用の観点から、令和 5 年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。 （算定方式） $\text{令和 5 年度の未利用エネルギーの活用状況（\%）} = \frac{\text{令和 5 年度の未利用エネルギーによる発電電力量(送電端)}}{\text{令和 5 年度の供給電力量（需要端）}} \times 100$ １．未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。 ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。 ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。 ２．未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。 ①工場等の廃熱又は排圧 ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23

	年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第２条第４項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。） ③高炉ガス又は副生ガス ３．令和4年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ４．令和4年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
③令和5年度（2023度）の再生可能エネルギーの導入状況	再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの （算定方式） $\text{令和5年度の再生可能エネルギーの導入状況（\%）} = \frac{①+②+③+④+⑤+⑥}{⑦} \times 100$ ①令和5年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh）） ②令和5年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端(kWh)） ③グリーンエネルギーCO_2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO_2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh） ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh） ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh） ⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT非化石証書の量（kWh）（ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT非化石証書に限る。） ⑦令和4年度の供給電力量（需要端(kWh)） １．再生可能エネルギー電気とは、FIT法第二条第４項に定め

	られる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW 未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。） ２．令和 5 年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。 ３．令和 5 年度の供給電力量（⑦）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	需要家の省エネルギーの促進、電力圧迫時における使用量抑制等に資する観点及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する観点から評価する。 （具体的な評価内容の例） ・需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にする。 ・需要家が設定した最大使用電力を超過した場合に通知を行う。 ・電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う。 なお、本項目は個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

※　この表の定義は、適合証明書及び別紙のみに適用する。

第２　仕様書（案）

この仕様書（案）は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」）が実施する「2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力の調達」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この仕様書（案）に基づき本件業務を実施します。

１．概要

（１）業務名称

2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力の調達

（２）需要場所

福島県二本松市永田字長坂４－２

独立行政法人国際協力機構二本松青年海外協力隊訓練（JICA 二本松）

（３）業種及び用途

事務所及び附属施設

２．仕様

（１）供給電気方式等

１）供給電気方式：交流３相３線式

２）供給電圧（標準電圧）：6,000V

３）計量電圧（標準電圧）：6,000V

４）標準周波数：50Hz

５）受電方式：１回線受電方式

６）蓄熱式負荷設備の有無：無

（２）契約電力、予定使用電力量

１）予定契約電力：220kW

（ただし、その１月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）

２）予定使用電力：822,176kWh（１年当たり）

（月別の予定使用電力量は別紙のとおり。）

３）予定力率：100%

（３）使用期間

自　2026 年 4 月 1 日　　0:00

至　2027 年 3 月 31 日　　24:00

（４）電力量等の計量

１）自動検針装置：有

２）電力会社の検針方法：自動検針（通信方式）

３）電力量計構成：電力需給用複合計器（普通級）

（５）需給地点

独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局二本松青年海外協力隊訓練所施設内の受電柱に施設した区分開閉器の電源側接続点。

（６）電気工作物の財産分岐点

需給地点に同じ。

（７）保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

（８）対価の支払い方法

受注者は毎月請求書を作成し、請求を行うこととする。

（９）その他

１）電気の質に影響を与えるような負荷設備は特にない。

２）自家発電の有無

非常用発電（200kW 相当）有

３）各月の電力料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

４）その他、この仕様書（案）に定めのない事項については、別途協議するものとする。

別紙

月別予定使用電力量（直近 12 ヶ月並みを想定）

（単位：kWh）

月	予定使用電力量				
	ピーク時間	昼間		夜間	合計
		夏季	その他季		
4	0	0	27,658	38,549	66,207
5	0	0	47,045	29,663	76,708
6	1,463	4,505	30,968	26,424	63,360
7	7,040	21,069	0	20,310	48,419
8	10,977	37,483	0	30,500	78,960
9	7,699	28,535	10,356	37,938	84,528
10	0	0	40,510	30,581	71,091
11	0	0	26,553	20,711	47,264
12	0	0	25,917	30,443	56,360
1	0	0	50,284	38,413	88,697
2	0	0	40,993	36,408	77,401
3	0	0	33,647	29,534	63,181
年間合計	**27,179**	**91,592**	**333,931**	**369,474**	**822,176**

注１）表中の「使用電力量」は実績値、内訳の「昼間」及び「夜間」の電力量は想定値です。

注２）「昼間」とは、8 時から 22 時までの時間をいう。

注３）「夜間」とは、昼間時間以外の時間をいう。

第３　契約書（案）

電力供給契約書

（ア）業務名称　2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力の調達
（イ）契約単価　第２条のとおり
（ウ）契約期間　２０２６年４月１日　　０：００から
　　２０２７年３月３１日　２４：００

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構青年海外協力隊事務局二本松青年海外協力隊訓練所 契約担当役　所長 田中　理（以下「発注者」という。）と【受注者商号／名称及び 代表者名】（以下「受注者」という。）とは、二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力の供給について、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（契約の目的）
第１条　受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書「仕様書」に定義する業務について、発注者が二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力を供給し、発注者は受注者に対しその対価を支払うものとする。

（契約金額）
第２条　契約単価は次のとおりとし、消費税及び地方消費税を含むものとする。

（１）基本料金単価		●．●円/kW
（２）電力量料金単価	夏季ピーク	●．●円/kWh（7 月～9 月）
	夏季昼間	●．●円/kWh（7 月～9 月）
	その他季昼間	●．●円/kWh
	夜間	●．●円/kWh

【注：入札の結果により、設定される単価は変更され、網掛け部分の表現は、応札者の応札額及びその内訳によります。】

２　前項に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税等」という。）とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づくものである。

３　税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

４　受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、発注者、受注者協議の上、契約金額を改定することができる。

５　受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員にる連帯債務とする。

（契約保証金）

第３条　発注者は、本契約の保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第４条　受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

（再委任等の禁止）

第５条 受注者は、業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又はあらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（使用電力量の増減）

第６条　発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

（契約電力）

第７条　契約電力は、附属書「仕様書」に記載のとおりとする。

（計量）

第８条　受注者は、毎月１回計量日を設定し、使用電力量を計量しなければならない。

（料金の算定）

第９条　料金の算定は、１月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとに、その使用電力量等により行う。

（料金の請求及び支払）

第 10 条　受注者は、第８条に規定する計量終了後、速やかに第２条の規定に基づき支払請求書を作成し、対価の支払いを発注者に請求するものとする。

２　発注者は、前項の規定により支払請求書を受理したときは、これを検査の上、計量日の翌日から起算して 30 日以内に、受注者に対し支払いを行わなければならない。

（料金の割引又は割増）

第 11 条　第９条に規定する毎月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、東北電力管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

（支払遅延利息）

第 12 条　発注者が第 10 条第２項に定める期間内に支払を行わなかった場合は、当該期間最終日の翌日から起算し支払を行う日までの日数に応じ、支払請求金額に対し、年率 10%を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

（業務内容の変更）

第 13 条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務内容の変更を求めることができる。

２　発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

３　第１項により業務内容を変更する場合において、履行期間若しくは契約単価を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の履行期間及び

契約単価並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。

４　第２項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者はその費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

（発注者の解除権）

第 14 条　発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

（１）受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（３）受注者が第 16 条第１項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出、 本契約の履行を果たさないとき。

（４）第 22 条第１項各号のいずれかに該当する行為があったとき。

（５）受注者に不正な行為があったとき又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。

（６）受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。

（７）受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。

（８）受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道（ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。）があったとき。

イ　役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等（各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会勢力」という。）であると認められるとき。

ロ　役員等が暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められるとき。

ハ　反社認められるとき。

ニ　法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ　法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

ト　法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

チ　受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ　受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ヌ　その他受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。

２　前項の規定により本契約が解除された場合（前項第５号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し発注済金額（本契約に基づき成立した個別契約（履行済を含む。）にかかる対価（直接経費を含む。）の合計額をいう。以下同じ。）の 10 分の１に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

（発注者のその他の解除権）

第 15 条　発注者は、前条第１項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも 30 日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

２　第１項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない理由により損害を受けたときは、発注者はその

損害を賠償するものとする。賠償額は、本契約解除時点で受注者が既に支出し他に転用できない費用に、本契約解除時点で成立済かつ未履行の個別契約に基づく契約業務を完成したとすれば収得しえたであろう利益を合算した金額とする。

（受注者の解除権）

第 16 条　受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

２　前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第２項の規定を準用する。

（違約金）

第 17 条　天災その他不可抗力の原因又は前条第１項第２号の規定によらないで、受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、受注者は、当該日から契約期間満了までにかかる予定使用電力量に第２条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額と契約電力に契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額の合計額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。

２　受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間中に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、当該違約金に対して年率 10%を乗じて計算した金額を遅延利息として発注者に支払わなければならない。

（損害賠償）

第 18 条　発注者は、第 14 条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし、補償することは要しない。

２　受注者は、発注者が第 15 条第２項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第 19 条　受注者は、発注者の承諾を得た場合を除き、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保証法施行令（昭和 25 年

政令第 350 号）第１条の２に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

（天災その他の不可抗力の扱い）

第 20 条　自然災害又は暴動、ストライキ等の人為的な事象であって、発注者、受注者双方の責に帰すべからざるもの（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない、また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

２　不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

（調査・措置）

第 21 条　受注者が、第 14 条第１項各号又は第 22 条第１項各号に該当すると疑われる場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。

２　発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。

３　発注者は、第 14 条第１項各号又は第 22 条第１項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。

４　発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

（重大な不正行為に係る違約金）

第 22 条　受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は発注済金額の 10 分の 2 に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

（１）次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成５年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供

与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ　本契約の業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ　本契約の業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の履行期間中に違反行為が行われ、又は本契約の経費若しくは対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

（２）受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本契約の業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第３条、第６条又は第８条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第７条又は同法第８条の２（同法第８条１号若しくは第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

（３）公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本契約の業務の実施に関して独占禁止法第７条の２第 18 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本契約の業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第１項又は同法第 90 条１号及び２号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

（５）第１号、第２号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めたとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

２　受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は発注済金額の 10 分の 2 を下ることはない。

３　前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができるものとする。

４　前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 17 条第２項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用されるものとする。

５　受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第２条第８項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して第１項から第３項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、第２号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠ったものについては、この限りでない。

（１）第１項第１号又は第４号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者

（２）第１項第５号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者

６　前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。

７　前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有するものとする。

（賠償金等の徴収）

第 23 条　受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から対価支払いの日まで年 2.7 パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき対価とを相殺し、なお不足があるときは追加徴収する。

２　前項の追加徴収をする場合は、発注者は、受注者から遅延日数につき年 2.7 パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（秘密の保持）

第 24 条　受注者（第４条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、業務の実施上知り得た情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

（１）開示を受けた時に既に公知であったもの

（２）開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
（３）開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
（４）開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
（５）開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明しうるもの
（６）法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
（７）第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの

２　受注者は、秘密情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。

３　受注者は、本契約の業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規定の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。

４　受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

５　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

６　受注者は、本契約業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

７　前各項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（個人情報保護）

第 25 条　受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人個人情報保護法」という。）第２条第５項で定義される保有

個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

（１）業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

イ　保有個人情報について、改ざん又は業務の履行に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。

ロ　保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。

（２）業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある独立行政法人個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。

（３）保有個人情報の管理責任者を定めること。

（４）保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める個人情報保護に関する実施細則（平成 17 年細則(総)第 11 号）を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。

（５）発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。

（６）保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。

（７）受注者は、本契約の業務実施の完了後、速やかに保有個人情報の使用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。

２　発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。

３　第１項第１号及び第６号並びに前項の規定は、本契約の業務が完了した後も引き続き効力を有する。

（情報セキュリティ）

第 26 条　受注者は、発注者が定める情報セキュリティ管理規程（平成 29 年規程(情)第 14 号）及び情報セキュリティ管理細則（平成 29 年細則(情)第 11 号）を準用し、当該規定及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

（安全対策）

第 27 条　受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

（業務災害補償等）

第 28 条　受注者は、自己の責任と判断において業務を遂行し、受注者の業務従事者等業務上の負傷、疾病、障害又は死亡にかかる損失については、受注者の責任と負担において十分に付保するものとし、発注者はこれら一切の責任を免れるものとする。

（業務引継に関する留意事項）

第 29 条　本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他理由の如何を問わず、本契約の業務が完了した場合には、受注者は発注者の求めによるところに従い、本契約の業務を発注者が継続して遂行できるように必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援しなければならない。

（契約の公表）

第 30 条　受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。

２　受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。

（１）発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること

（２）発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

３　受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。

（１）前項第１号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）

（２）受注者の直近３ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高

（３）受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合

４　受注者が「独立行政法人会計基準」第 13 章第６節に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第 13 章第７節の規定される情報が、発注者の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

（準拠法）

第 31 条　本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（契約外の事項）

第 32 条　本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、これを定める。

（合意管轄）

第 33 条　本契約に関し、裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

本契約の証として、本書２通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自１通を保持する。

2026 年●月●日

発注者	受注者
福島県二本松市永田字長坂４－２	（住所）
独立行政法人国際協力機構	（法人名）
二本松青年海外協力隊訓練所	
契約担当役	（役職）
所長　田中　理	（氏名）

［附属書］

仕　様　書

（注：「第２　仕様書（案）」に基づき作成した仕様書を、附属書「仕様書」として本契約書に添付する。）

別添

様式集

＜参考様式＞

以下の様式については、当機構ホームページ（URL は下記参照）よりダウンロードできます。

１．競争参加資格確認申請書
２．委任状（特定案件委任状）
３．委任状（入札会に関する一切の権限）
４．入札書
５．入札書（代理人ありの場合）
６．質問書

URL：
https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_price.html

なお、各様式のおもてには、以下の事項を記載してください。
・宛先：独立行政法人国際協力機構　二本松青年海外協力隊訓練所
・業務名称：
　2026 年度二本松青年海外協力隊訓練所の庁舎で使用する電力の調達
・公告日：2026 年 1 月 14 日
（本案件に調達管理番号はありませんので、同番号の記入は不要です。）

＜本件指定様式＞

以下の本件指定様式は、本件公告に別ファイルで掲載しています。
１．適合証明書
２．入札金額内訳書（例）

適合証明書

年　　月　　日

住所
会社名
代表者役職・氏名

以下のとおり相違ないことを証明します。

１．電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番号
① ホームページ　②パンフレット　③チラシ ④その他（　　）	

２．令和 5 年度の状況

	項目	自社の 基準値	点数
①	令和 5 年度 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 （単位：kg-CO_2/kWh）		
②	令和 5 年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和 5 年度の再生可能エネルギー導入状況		
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報 提供の取組		

①～④の合計点数	

注１）１．の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（令和４年９月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参加した小売電気事業者（参入から１年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、参入日及び開示予定時期（参入日から１年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。

注２）２．の「自社の基準値」及び「点数」には、「第１　入札手続」の別紙により算出した値を記載すること。
注３）１．の開示方法を明示し、かつ合計点数が 55 点以上となったものを本案件の入札適合者とする。
注４）１．及び２．の条件を満たすことを示す書類を添付すること。

入札金額内訳書（例）

１．基本料金

　　@〇〇,〇〇〇円 × 173kW×12 か月 ＝ △,△△△,△△△円

２．電力量料金

（１）夏季（◆月～◆月）

　　@〇〇,〇〇〇円 × ●●●kWh ＝ △,△△△,△△△円

（２）その他季

　　@〇〇,〇〇〇円 × ●●●kWh ＝ △,△△△,△△△円

３．電力量料金合計　　□□,□□□,□□□円

注１）●●●kWh には、「第２　仕様書（案）」の「月別予定使用電力量」に基づき、予定使用電力量の年間合計値を入れてください。

注２）「２．電力量料金」は、例として「夏季」、「その他季」に分類していますが、この分類によらない内訳書についても、機構が提示する「月別予定使用電力量」に基づくものであれば、これを認めます。